

「大坂の史跡を訪ねて」

連載47回目

おきたに よしはる
長谷 吉治

東横堀川界隈の史跡案内

よしや ばし つきじ かにじま 葎屋橋と築地蟹島

中央区北浜1

「葎屋橋」は、天明年間(1780年代)、葎屋庄七を中心に架けられた橋です。

すぐ南に「今橋」という橋が、古くからあったにもかかわらず架設された理由があります。天明3~4年(1783~4)、葎屋庄七らによって開発された「築地蟹島」への連絡通路として架けられました。

「築地蟹島」は、築地と言われるように人工的に作られた地で、蟹のような地形から「築地蟹島」という名称になりました。

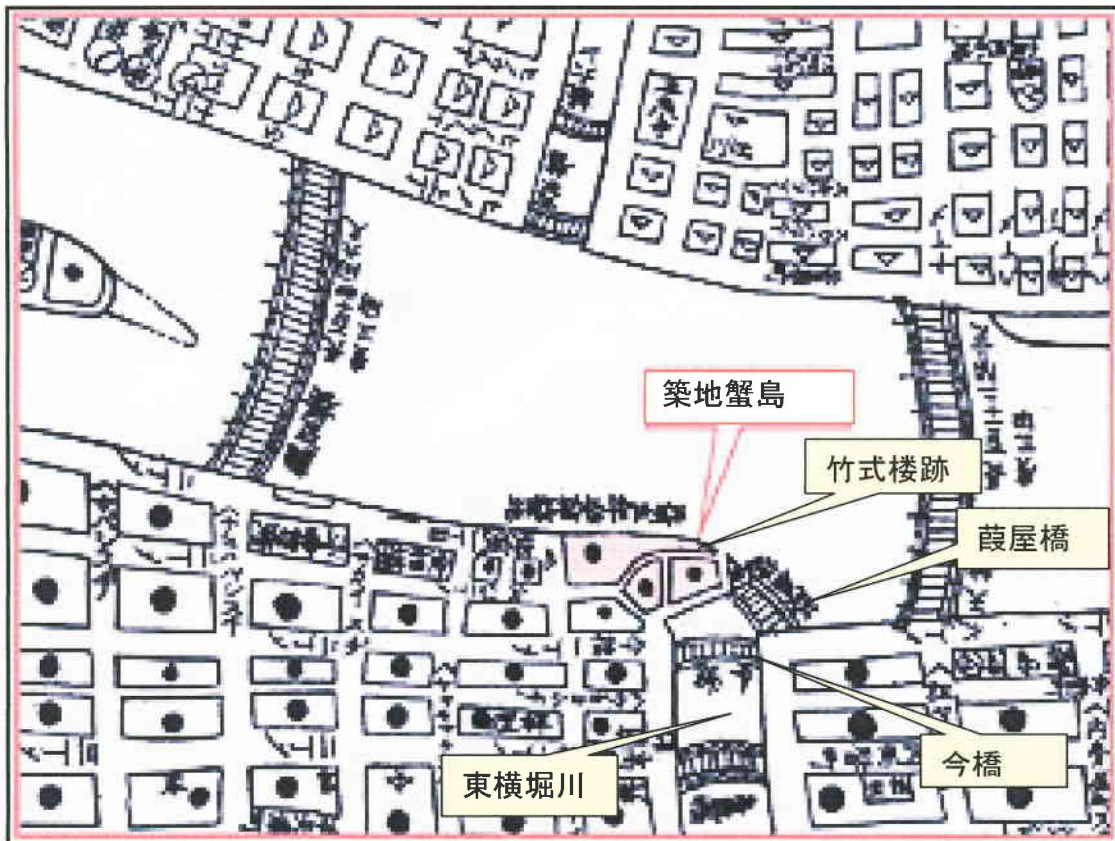
この場所は、中之島を眺望できる絶景の地であり、東横堀川の入口には「多景色楼(竹式楼)」という名の料亭があり、初代長谷川貞信が描いた浮世絵にも描かれて残っています。

この築地には「花外楼(旧称:加賀伊)」や「専崎楼」などをはじめとする料亭や料理旅館が立ち並んでいました。



竹式楼(多景色楼)

葎屋橋



越後長岡藩 河井継之助宿泊の地「竹式楼」跡

中央区北浜1-2-2

安政5年(1858)12月27日、越後長岡を旅立った越後長岡藩士 河井継之助(33歳)は、尊敬する山田方谷を訪ねるため、河井継之助が書き残した「塵壺」という日記が残っています。

安政6年(1859)7月5日、大坂に到着し、長岡藩の葭屋敷を訪ね宿泊し、翌日、築地蟹島にある「竹式楼」にて宿泊したことが記されています。

その後、河井継之助は、7月8日まで大坂に逗留し、十三渡り、神崎、伊丹を過ぎて中山観音へお参りしています。7月10日は有馬温泉にて宿泊。11日には山を下り湊川にある楠木正成の墓を訪れ兵庫で宿泊します。12日には平清盛・須磨寺などを訪れ、西へ向かいました。7月17日、ついに山田方谷邸に到着したとあります。

いまばし 今橋

中央区北浜1

「今橋」は、豊臣時代に架けられたと推定されます。元和・寛永期まで、当時の今橋通の南側だけに町家があり、北は広い浜岸になっていましたが、北の通りも町家が建ち始めました。そのような理由で「北浜」という地名が付けられたようです。

東に橋がなく不便であるため、京橋町からの道筋に橋を架けました。新しい橋であるため「今橋」と呼ばれるようになりました。

江戸時代の今橋通は大両替商が軒を並べ、北浜には寛永3年(1743)に金相場会所が設けられ、更に延享元年(1744)、長崎貿易の品を始め、北前俵物を扱った俵物会所が設けられました。



平野屋五兵衛邸跡

中央区今橋1-5-7

両替商の中でも代表的な店であった平野屋は、代々五兵衛と名乗っていましたので「平五」と略称されていました。道を隔てた真向かいに、同じく代表的な両替商の天王寺屋があり、こちらも代々五兵衛と名乗っており、「天五」と略称されていました。

五兵衛が2軒あることから「十兵衛横町」と呼ばれていたようです。

壬生浪士組(後の新選組)訪問の地

中央区今橋 1-5-7

第9代目の平野屋五兵衛は、新選組(当時はまだ「壬生浪士組」と名乗っていた)から再三、資金調達(借金)を申し込まれていました。

数回にわたり主人の不在を理由に断っていましたが、文久3年(1863)4月2日、芹沢鴨、山南敬助、永倉新八、原田左之助、井上源三郎、野口健司らが、主人の帰りをここで待つといって居座ります。店の者が密かに奉行所へ訴えましたが、程よく帰されてしまい、ついに100両を貸し与えています。



平野屋で借用した100両で隊服を新調したということが有力視されています。



大坂銀座跡

中央区高麗橋 2(三精ビル前)

銀座の発祥は、慶長3年(1598)、徳川家康が堺の町人 湯浅作兵衛の協力で京都伏見に銀の鑄造所を設け、慶長6年(1601)に「銀座」という名称が付けられました。



伏見の銀座跡

大坂銀座跡

伏見銀座は慶長13年(1608)京都へ移されますが、同時期に大坂にも生野銀山、石見銀山の産銀を送る出店として「大坂銀座」がこの地に設けられました。

大坂では銀貨は作られなかったようで、京都に送る出店的な役割だったようですが、明治維新まで存続されました。銀座はこのほかに駿府と長崎にありましたが、駿府の銀座が慶長17年(1612)に江戸へ移されました。

坂本龍馬「銀座移転論」

坂本龍馬は「大政奉還」が受け入れられなかった場合「自ら海援隊を率いて徳川慶喜を討つ」という覚悟があったとされます。しかし龍馬は、自ら死ぬ前に「銀座移転」策を考えていました。下記は龍馬が後藤象二郎に宛てた手紙です。

去ル頃御建言書ニ国躰を一一定し政度ヲ一新シ云々の御論被行候時ハ、先ヅ將軍職云々の御論は兼而も承り候。

此余幕中の人情に不被行もの一ヶ条在之候。其儀は江戸の銀座を京師ニうつし候事なり。此一ヶ条さへ行被候得バ、かへりて將軍職は其まゝにても、名ありて実なければ恐るゝにたらずと奉存候。此所に能く眼を御そゞぎ被成、不行と御見とめ被成候時は、義論中ニ於て何か証とすべき事を御認被成、けして破談とはならざるうち御国より兵をめし、御自身は早々御引取老候様に御報じ可然奉存候。破談とならざる内ニ云云は、兵を用御座候。 頓首 謹言 十月 後藤先生